

保護者各位

インフルエンザにおける報告書提出について

学校保健安全法施行規則により、「[学校において予防すべき感染症](#)」(※1)には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、感染した生徒が登校できない期間です。なお、出席停止のため、休んだ期間は欠席扱いにはなりません。

これまで安田学園では、出席停止となる感染症に罹った後、生徒を再登校させる際には医療機関を受診し登校許可証明書を医師に記入いただくことになっていました。しかし、インフルエンザの流行期間には証明書を発行しない方針の医療機関が増えていることから、本校でもインフルエンザの場合に限り、保護者が証明する報告書をもって登校復帰を許可することとしました。

つきましては2019年10月28日より、医療機関においてインフルエンザと診断された場合は、速やかに担任に報告すると共に、登校復帰の際は登校許可証明書の下部に記載の「インフルエンザ報告書」(※2)を保護者がご記入の上、保健室にご提出ください。インフルエンザの出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となります。

ただし、他の感染症(※1)は医師による登校許可証明書のみでの適応となりますのでご注意ください。また2019年度「本校の生徒指導について」の様式1は旧書式となっております。2020年度より改訂しますので、新書式に関しては本校ホームページよりダウンロードしてご使用ください。ご不明な点は保健室までお問合せいただきますようお願い致します。

[※1 学校において予防すべき感染症 \(PDF\) 参照](#)

[※2 次ページ様式参照](#)

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 部 _____ コース _____ 年 _____ 組 _____ 番

生徒氏名 _____

医師記入欄

登校許可証明書

疾患名	
出席停止期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記の者は、感染する恐れがなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

医療機関名 _____

印

インフルエンザの場合のみ、医療機関による証明を保護者の記入に代えることができます。

保護者記入欄

インフルエンザ報告書

※出席停止期間：発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで

※発症日とは、 発熱した日のことです。		発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目
<input checked="" type="checkbox"/> 欄	日付記入欄	/	/	/	/	/	/	/	/
	発症後、1 日目に解熱した場合	発熱 (発症)	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	経過観察	経過観察		
								出席停止	登校可能
	発症後、2 日目に解熱した場合	発熱 (発症)	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	経過観察		
								出席停止	登校可能
	発症後、3 日目に解熱した場合	発熱 (発症)	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目		
								出席停止	登校可能
	発症後、4 日目に解熱した場合	発熱 (発症)	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	
								出席停止	登校可能

疾患名 (○をする) インフルエンザ A ・ B ・ 不明 _____

医療機関名 _____

保護者氏名 _____

印

登校再開時は本用紙を保健室へご提出下さい。

担任	保健室